

13 肥育牛経営改善等緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う価格・需要の変動により、厳しい環境に置かれている肥育経営等に対してコスト低減等の経営体質の強化等を支援するため、下表に掲げる事業を実施

[留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)・(2)の2つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。
注：(1)のイの取組を応募する場合は、(1)のアと併せて応募しなければならない。(2)を応募する場合は、ア～ウの取組を全て実施するものとする。
- ② 補助金予定総額：15,891,878千円
- ③ 実施期間：本事業の実施期間は令和2年度から令和3年度までとする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<u>(1) 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業</u> 全国又は都道府県を区域として、肥育経営体の経営体質の強化を図るため、次に掲げるア及びイの取組を自ら実施し、又は生産者集団等が実施するアの取組に対して支援する。 ア 経営体質強化に資する取組に対する奨励金の交付 経営体質の強化を図るために肥育牛生産改善計画を策定した肥育経営体に対して、出荷頭数に応じた奨励金を交付 イ 推進指導 アの取組を円滑に実施するための推進指導	(1)の事業 15,783,298千円以内	定額 1頭当たり20千円以内 定額
<u>(2) 牛原皮流通安定化対策事業</u> 新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として牛の生皮又は原皮(以下「牛皮」という。)の需要が低迷している状況を踏まえ、全国を区域として次に掲げる取組を実施	(2)の事業 108,580千円以内	

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>ア 牛皮の新規用途開発</p> <p>事業実施主体自ら実施又は原皮業者等を構成員とする協議会が国産の牛皮の新規用途区分（ゼラチン・コラーゲン、ペットフード、皮革製品、その他）を開発し販路拡大を図る取組を支援</p> <p>(ア) 協議会及び新規用途検討会等の開催</p> <p>(イ) 品質・規格の需要・評価の調査</p> <p>(ウ) 品質・付加価値の向上のための技術開発</p> <p>(エ) 試作品製造</p> <p>(オ) 試作品のPR活動</p>		<p>定額</p> <p>ただし、1新規用途区分当たり1,050万円を上限とする。</p> <p>また、皮革製品の場合、同一協議会が開発に取り組むことができるのは1製品とする。</p> <p>なお、(エ)については、新規用途開発のための試作品の製造にあたり、国産の牛皮を用いたことにより追加で発生した原皮処理又はなめし加工処理に要する経費とする。</p>
<p>イ 原皮業者の経営多角化支援</p> <p>原皮業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業許可を新たに取得し、原皮の販売と処理の双方に対応した経営の多角化を図る取組を支援</p>		<p>定額</p> <p>1事業者当たり200万円</p> <p>(事業実施期間に業許可を取得したものを対象とし、1事業者当たり1回の補助に限る)</p>
<p>ウ 牛皮流通促進</p> <p>(ア) ア、イの事業の円滑な推進を図るための牛皮の用途等に係る検討会の開催</p> <p>(イ) と畜場等と連携した国産牛原皮等の確認の実施</p>		<p>定額</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(ウ) 事業実施状況の現地確認等 (エ) 事業の推進指導等		